

社会保険労務士法人

ソーシャルブライトマネジメント

154.0004 東京都世田谷区太子堂1-12-39 三軒茶屋堀商ビル6F

tel 03.3413.8822 fax 03.3413.8833 <https://www.s-b-m.jp>

SBM NEWS

人事労務管理に関するお便り

中小企業の価格交渉・価格転嫁に関する最新の調査結果が公表されています

2023年3月号

◆2022年9～10月の調査結果を公表

エネルギー価格や原材料費の高騰を受け、2021年9月より毎年9月と3月を「価格交渉促進月間」と設定し、所管庁では業界団体を通じた価格転嫁の要請等の実施とヒアリングを実施しています。

2月7日に経済産業省と中小企業庁が公表した最新の調査結果では、価格交渉・価格転嫁に消極的な企業の実名が初公表され、注目されています。

◆直近6カ月間の価格交渉・価格転嫁の状況

中小企業庁の調査結果では、価格交渉について、約6割が「話し合いに応じてもらった」と回答する一方、「全く交渉できていない」との回答も約1割存在します。

また、価格転嫁については、受注側中小企業のコスト上昇分に対して発注側企業がどれだけ転嫁に応じたかの割合を「価格転嫁率」として算出した結果が46.9%である一方、「全く価格転嫁できていない」との回答が約2割存在します。

◆業種別価格交渉の状況

同調査結果では27業種を「価格交渉状況の業種別ランキング（価格交渉に応じた業種）」として順位付けしており、上位3業種は、1位が石油製品・石炭製品製造、2位が鉱業・採石業・砂利採取業、3位が卸売です。一方、下位3業種は、27位がトラック運送、26位が放送コンテンツ、25位が廃棄物処理です（ただし、廃棄物処理、放送コンテンツ業では「コストが上昇していないため、価格改定が不要」との回答割合が最も多い）。

経済産業省では、「今後、これらの結果を踏まえ、状況の良くない発注側の個別企業に対しては、下請中小企業振興法に基づく『指導・助言』の実施を検討するとともに、業種別の自主行動計画やガイドラインの拡大」に取り組むとしています。

【中小企業庁「価格交渉促進月間の実施とフォローアップ調

査結果】

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/follow-up/index.html>

2022年の企業倒産状況

～東京商工リサーチ調査

◆倒産件数が3年ぶりに増加

東京商工リサーチの調査結果によると、2022年の全国の企業倒産件数（負債総額1,000万円以上）は6,428件（前年比6.6%増）で、2019年以来、3年ぶりに前年を上回りました。また、負債総額は2兆3,314億4,300万円（同102.6%増）と、前年（1兆1,507億300万円）の約2倍増となり5年ぶりに前年を上回りました。

最も負債額が多い倒産は、6月に簡易再生手続をしたマレリホールディングス（株）で、全体の48.5%（1兆1,330億円）を占めました。また、負債額が1億円未満の倒産は4,661件で、全体の72.5%を占めました。

◆業種別では？

産業別の倒産件数は、飲食業等の「サービス業他」が2,075件（前年比3.3%増）で最も多く、2年ぶりに前年を上回りました。このほかに、建設業、製造業、情報通信業、農・林・漁・鉱業、卸売業、運輸業が前年を上回りました。特に運輸業は、燃料の高騰や人手不足の影響等により324件（同35.5%増）で、7年ぶりに300件を超えました。

◆コロナ関連の倒産状況

2022年の新型コロナウイルス関連の倒産件数（負債1,000万円以上）は、2,290件（同36.7%増）でした。また、2月8日時点での新型コロナウイルス関連の経営破綻件数はすでに100件を超え、2020年からの累計で5,197件に達しました。

業種別では、来店客の減少、休業要請などで打撃を受けた飲食業が最多で 821 件、工事計画の見直しなどの影響を受けた建設業が 602 件、次いで、アパレル関連、飲食料品卸売業、宿泊業などが上位を占めています。

2020 年、2021 年は持続化給付金や新型コロナウイルス関連の融資による支援もあり、倒産件数は低水準となりました。しかし、昨年はコロナ融資の返済が本格化し、さらに円安・物価高が重なりました。今の状況では倒産件数は増えることが懸念されますが、今後の政府の支援の動向が注目されます。

【東京商工リサーチ「2022 年（令和 4 年）の全国企業倒産 6,428 件】
https://www.tsr-net.co.jp/news/status/yearly/2022_2nd.html

【東京商工リサーチ「2月のコロナ破たん、8日時点ですでに 100 件超え 累計は 5459 件に】
https://www.tsr-net.co.jp/news/analysis/20230208_07.html

今月の税務と労務の手続

10 日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付
[郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出
<前月以降に採用した労働者がいる場合>
[公共職業安定所]

15 日

- 個人の青色申告承認申請書の提出<新規適用のもの>
[税務署]
- 個人の道府県民税および市町村民税の申告 [市区町村]
- 個人事業税の申告 [税務署]
- 個人事業所税の申告 [都・市]
- 贈与税の申告期限<昨年度分> [税務署]
- 所得税の確定申告期限 [税務署]
- 確定申告税額の延納の届出書の提出 [税務署]
- 財産債務調書、国外財産調書の提出
- 総収入金額報告書の提出 [税務署]

31 日

- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況の届出(雇用保険の被保険者でない場合)
<雇入れ・離職の翌月末日>
[公共職業安定所]
- 個人事業者の消費税の確定申告期限 [税務署]